

【米国倒産法あれこれ⑤】 チャプターイレブンの法廷地(Venue)

田中宏岳
Hirotake Tanaka

PROFILEはこちら



米国倒産法は連邦法という米国内全域で適用のある法律であり、米国内のどの州でチャプターイレブンの申立てがあったとしても、基本的に同様に適用されます。といっても、各地の州法の適用もチャプターイレブンの手続にとり重要で、例えば、前回少しご説明させていただいた相殺という局面では、どのような場合に当事者が相殺権を有するかという実体法の問題は、州法のマターとされます(その上で、相殺権の行使が手続上許容されるか禁止されるかが連邦倒産法の領域です。)

また、そもそも債務者がどこの裁判所にチャプターイレブンの申立てが可能かについても実は関心事です。というのも、倒産事件については、各地の連邦地方裁判所が管轄し、実際には各地の倒産裁判所という特別の裁判所が事件を扱いますが、地方(又は裁判所)によって運用や法解釈が大きく異なることも珍しくありません。例えば、本コラム第3回で紹介させていただきました、クリティカルベンダーに対する弁済許可は、法文にない制度であり、これを認めやすい裁判所と厳しい裁判所に分かれます。当事者がどの地の裁判所にチャプターイレブンの申立てができるかという問題は、法廷地(Venue)の問題として論じられていますが、現行法上は、非常に広い選択肢が申立当事者(債務者)に与えられています。すなわち、チャプターイレブンは、債務者の住所地・居住地、主たる営業所の所在地、主たる資産の所在地を管轄する裁判所のいずれにでも申立てが可能です。例えば、カリフォルニア州に本店及び全ての営業拠点がある会社であっても、その設立がデラウェア州法に基づいている場合には、居住地がデラウェア州であり、デラウェア州の裁判所にもチャプターイレブンの申立てが可能です。また、既に子会社等関連会社のチャプターイレブンを、ある地の裁判所に係属している場合、他の会社に関する申立てもその地の裁判所に可

能です。例えば、親会社の全ての資産、拠点がテキサス州にあるテキサス州の会社であっても、子会社のチャプターイレブンを既にニューヨーク州南部裁判所で係属しておれば、親会社の事件もニューヨーク州南部裁判所に申し立てることができます。このように、法廷地について、債務者に広い選択肢が与えられていることは、債務者が申立てに際し、あらゆる事情を考慮して自己の再生に最も有利な法廷地を選べることで事業再生に資するという賛成意見がある一方で、現実になされている経営や利害関係人の所在から遠く離れた裁判所で手続が行われることへの不公平感等から、これを制限すべきという議論もあります。実際、ニューヨーク州及びデラウェア州という多くのチャプターイレブンを申し立てられる法廷地での手続の場合、債権者は他の裁判地での手続の場合に比して、結果的に約25%も少ない配当しか得られていないと論じる研究まで出されています(なお、この研究結果は絶対的なものではなく、デラウェア州やニューヨーク州の裁判所の方が倒産手続に慣れているという利点もあるので、一概にこれらの裁判所が債権者に不利というわけではありません。)

現在もこの法廷地の問題については改正の議論中ではありますが、少なくとも当面の間は、債務者に広い裁量が認められる前提での対応を検討しなければなりません。なお、現行法においても、債権者が他の裁判所への移送の申立てをすることは可能ですが、この申立ては実務上認められることは困難とされています。いずれにせよ、取引先のチャプターイレブンを申立ての情報に触れた場合、基本契約のGoverning Lawの条項を確認し、どの州の法が契約関係の準拠法となるかを把握いただいたうえで、どこの裁判所へ申立てがなされているかを確認いただければ、係属裁判所の傾向等その後の見通しを立てるファーストステップにはなろうかと存じます。